住宅確保要配慮者を取り巻く住まいの課題と居住支援の現状

武 田 英 樹

美作大学•美作大学短期大学部紀要(通巻第68号抜刷)

論 文

住宅確保要配慮者を取り巻く住まいの課題と居住支援の現状

Special Assistance in Securing Housing: Persons in Need and Prevailing State of Housing Support

武田英樹

【要 約】

我が国では、住宅の確保に配慮が必要な市民が増加している。住まいを失うということはコミュニティ、様々な情報、公的支援から排除されていくリスクが高まる。住居は生活を支える基盤となるものであり、生存権や幸福追求権の要となるものといえる。以前ならば、公営住宅法(1951年成立)に基づき、公営住宅が市民の住まい確保に向けた一定の役割を果たしてきた。しかし、近年では、住宅セーフティネットの根幹であるはずの公営住宅も今後は大幅な増加が見込めないばかりか、地域によっては随時取り壊し、その後の新築計画なしの自治体も散見される。その一方、各地で民間の空き家・空き室は増加し、その管理の在り方が地域課題ともなっている。本論では、住宅確保要配慮者を取り巻く住まいの課題と居住支援の現状について、①住宅確保要配慮者が在宅を確保していく上でどのような環境が整備されているのか。②住宅確保要配慮者に対する拒否感や入居制限とその理由にはどのようなものがあるのか。③不動産業者は住宅確保要配慮者に対してどのような支援が必要だと考えているのか。以上3点の視点から整理し、今後の居住支援の在り方についての方向性を指し示す手がかりとする。

キーワード:生活困窮者、住宅確保要配慮者、居住支援、生存権、貧困問題

1. はじめに

我が国では、高齢者、障害者、子育で世帯等の住宅の確保に配慮が必要な市民が増加している。災害時には複合的課題を抱える市民が住居を失い、急速に生活環境が悪化した形で生活課題が顕在化してくることになる。住まいを失うということはコミュニティ、様々な情報、公的支援から排除されていくリスクが高まる。住居は生活を支える基盤となるものであり、生存権や幸福追求権の要となるものといえる。にもかかわらず、住まいに関わる市民の生活課題は今後もより顕著になることが危惧されている。

以前ならば、公営住宅法(1951年成立)第1条「国 及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を 営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」の規定に基づき、公営住宅が市民の住まい確保に向けた一定の役割を果たしてきた。しかし、近年では、住宅セーフティネットの根幹であるはずの公営住宅も今後は大幅な増加が見込めないばかりか、地域によっては随時取り壊し、その後の新築計画なしの自治体も散見される。その一方、各地で民間の空き家・空き室は増加し、その管理の在り方が地域課題ともなっている。

今後の居住支援における施策は民間の不動産を社会 資源とし、その有効活用が住まいの確保が困難な状況 にある市民の居住支援として重要な視点であるといえ よう。

さて本論では下記の3点に焦点をあて、住宅確保要配慮者を取り巻く住まいの課題と居住支援の現状について明らかにしたい。そして、今後の居住支援の在り方についての方向性を指し示す手がかりとしたい。

- 1. 住宅確保要配慮者が在宅を確保していく上でどのような環境が整備されているのか。
- 2. 住宅確保要配慮者に対する拒否感や入居制限とその理由にはどのようなものがあるのか。
- 3. 不動産業者は住宅確保要配慮者に対してどのよう な支援が必要だと考えているのか。

Ⅱ. 住宅確保要配慮者を取り巻く環境

1. 住宅確保要配慮者とは

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に 関する法律(以下、住宅セーフティネット法)におい て住宅確保要配慮者とは、低額所得者(月収15.8万円 (収入分位25%)以下)、被災者(発災後3年以内)、 高齢者、障がい者、子ども(高校生相当まで)を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者を指す。本法律における「住宅の確保に特に配慮を要する者を指す。本法律における「住宅の確保に特に配慮を要する者」については、「条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など」や「東日本大震災等の大規模災害の被災者で発災後3年以上経過している者」、さらには地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが該当すると考えられている10。

地域の実情に応じて、賃貸住宅供給促進計画を定めることで自治体ごとに住宅確保要配慮者を追加することができるとされており、2021年12月28日時点で34都道府県・13市町で追加されている(表1)。例えば、妊婦、炭鉱離職、要介護要支援、被虐待、要介護要支

表 1 賃貸住宅供給促進計画による住宅確保要配慮者の追加の状況(R2.12.28時点)におけるその他の抜粋

徳島県:妊婦,炭鉱離職,離職退去,要介護要支援,被虐待

香川県:妊婦,要介護要支援,被虐待

長崎県:難病,要介護要支援

岩手県, 宮城県, 秋田県, 茨城県, 静岡県, 和歌山県, 愛媛県, 宮崎県, 鹿児島県: 妊婦

山形県: 若者

愛知県:失業者,一人親世帯,低額所得者の親族と生計を一にする学生

熊本県:失業者,若年性認知症の者,三世代同居・近居世帯,仮設住宅入居中の熊本地震被災者

滋賀県:指定難病患者,要介護要支援,妊婦,被災地からの避難者(発災後3年以内),犯罪をした者等

大分県:留学生の生活を支援(同居・近居)する学生 群馬県:失業者,低額所得者の親族と生計を一にする学生

千葉県: 更生保護対象者その他犯罪をした者等, 令和元年房総半島台風等による被災者

岐阜県:一人親世帯

兵庫県,加古川市:被虐待,低額所得世帯の学生

川崎市:指定難病・特定疾患患者, 市が必要と認める者

鳥取県:起訴・執行猶予,罰金・科料

沖縄県:身元引受人がいない世帯、ホームレス

盛岡市:妊婦

茂木町:UIJターンについては新婚又は子育て(妊婦含む)の場合に限る

倉敷市:平成30年7月豪雨により被災した者

熊本市:居住支援協議会等から居住支援を受ける者、仮設住宅入居中の激甚災害被災者

相模原市:難病患者

いわき市:地域の居住支援団体が住宅確保要配慮者として認めた者

出所:国土交通省「新たな住宅セーフティネット制度における居住支援について」2021.3より抜粋

援、若者、失業者、一人親世帯、低額所得者の親族と生計を一にする学生、留学生の生活を支援(同居・近居)する学生、更生保護対象者その他犯罪をした者等、指定難病・特定疾患患者、市が必要と認める者、起訴・執行猶予、身元引受人がいない世帯、ホームレス、UIJターンについては新婚又は子育て(妊婦含む)の場合に限る、居住支援協議会等から居住支援を受ける者、地域の居住支援団体が住宅確保要配慮者として認めた者など様々な状況の市民が対象として挙げられている。例えば、被災地に関しては熊本県が仮設住宅入居中の熊本地震被災者、千葉県が令和元年房総半島台風等による被災者等があげられている。

なお、住宅セーフティネット法第5条及び第6条の 規定に基づき、都道府県および市町村において賃貸住 宅供給促進計画の策定も進んでいる。2021年1月29日 現在、36都道府県14市町が策定済みである。

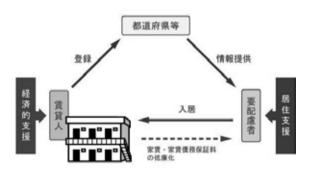
2. 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の整備

国は、2017年4月に住宅セーフティネット法を改正し、賃貸住宅の賃貸人に対して規模や構造等について一定の基準を満たした住宅を住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として登録してもらい、セーフティネット住宅情報提供システムにおいて情報提供を行っている。都道府県等では登録された住宅情報を、住宅確保要配慮者等に提供し、住宅確保要配慮者が、賃貸人に入居を申し込むことができるという仕組み体制の構築に努めている。2022年2月28日現在で、登録戸数は全国で710,652戸となっている。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住居として、耐震性や床面積が25㎡以上や家賃など登録基準が定められている。また入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲を限定することも可能とされており、対象者ごとに「入居時審査」などの条件を設けるなどセーフティネット住宅情報提供システムにおいて、物件ごとにその範囲が明記されている。

さらに登録のメリットとして、賃貸人に対しては登録住宅の改修への支援として改修費に対する補助制度を設けている。入居者に対しては定額所得者に対して

の経済的支援として、家賃と家賃債務保証料等の低廉 化や、災害リスクの高い区域からの移転誘導や低廉な 住まいの確保を図るといったセーフティネット登録住 宅への住替えに対する費用の補助が設けられている (図1)。



要配慮者の入居を 拒まない住宅(登録住宅)

図 1 住宅確保要配慮者の入居を拒まない 賃貸住宅の登録制度

出所:国土交通省HP

「住宅セーフティネット制度について」

3. 住宅確保要配慮者居住支援法人も設立

住宅セーフティネット法第40条の規定に基づき、都道府県が指定する居住支援を行う法人である。法人としてはNPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)・社会福祉法人・居住支援を目的とする会社等が対象となる。業務内容は「登録住宅入居者の家賃債務の保証」、「住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助」、「賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助」、「前3項目に附帯する業務」等があげられる。2021年1月29日現在、全国で362の法人が指定されている。

4. 住宅確保要配慮者居住支援協議会の設置

さらに同法第51条の規定に基づき住宅確保要配慮者 居住支援協議会が設立することで住宅確保要配慮者又 は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供や住宅確 保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議する等の入居支援体制の法整備がなされている。本協議会のメンバーとしては、 不動産関係団体、居住支援団体、地方公共団体などがある。

なかでも市区町村における居住支援協議会の役割は 重要で地域の居住支援体制におけるプラットホームの 機能が期待されている。よって、国土交通省では市区 町村の居住支援協議会の設立の促進を図るため、令和 4年度「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」を立 ち上げ、「有識者、国交省・厚労省職員等の派遣」や 「課題の相談及びアドバイス」、「制度や他の協議会の 事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供」、さ らには「第一線で活動されている行政職員や実務者の 紹介」などに取り組んでいる。2021年1月29日現在、 103の協議会が設立されている。

Ⅲ. 住宅確保要配慮者に対する拒否感や入居制限とその理由

2018年の(公財)日本賃貸住宅管理協会による家賃 債務保証業者の登録制度等に関する実態調査報告書で は、この住宅確保要配慮者に該当する者に対する意識 や入居に対する現状が明らかとなっている。

住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人の拒否感については、高齢者に対して77%、障がい者に対して75%、子育で世代に対して15%、外国人に対して71%となっている。子育で世代に関しては79%が「従前と変わらず拒否感はない」と回答しており、それ以外の高齢者、障がい者、外国人の三者については強弱の差はあるものの、拒否感の割合は高い。

入居制限(不可)の状況をみてみると、「ホームレス」が20.2%と最も高く、「高齢者のみの世帯」が11.4%、「生活保護受給者」が11.3%、「障がい者」が11.0%、「単身高齢者(60歳以上)」が10.9%と続いている。入居制限の理由については、「家賃の支払いに対する不安」が24.0%、「他の入居者・近隣住民との協調性に対する不安」が19.3%、「居室内での死亡事故等に対する不安」18.9%、「習慣・言葉が異なるこ

とへの不安」が10.5%、「住宅の使用方法に対する不安」が10.5%と続いている。国土交通省による別の調査では賃貸住宅において入居者とトラブルがあったケースとして最も多いのが「滞納家賃が発生し、家賃が適切に入金されない」という調査結果も出ている²⁾。

2019年の全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査でも、住宅確保要配慮者に対する「入居制限の状況」「入居制限の理由」「必要な居住支援策」等の項目で調査されており、入居制限の状況やその理由、さらに必要な居住支援策について不動産事業者等の実情を知る手掛かりとなる³⁾(表 2)。

本調査において、入居制限の対象となっている者の第1位は外国人で58%、第2位は低所得世帯で49%、第3位は高齢者単身世帯で44%であった。外国人に対する入居制限の理由は、第1位が「異なる習慣や言語への不安」で68%、第2位が「近隣住民との協調性に不安」で59%であった。低所得世帯に対する入居制限の理由は、第1位が「家賃の支払いに不安」で69%、第2位が「保証会社の審査に通らない」で54%であった。高齢者単身世帯に対する入居制限の理由は、第1位が「孤独死などの不安」で82%、第2位が「保証人がいない、保証会社の審査に通らない」で43%であった。

岡山県居住支援協議会による「住宅確保要配慮者入居円滑化マニュアルー第1版ー」には入居審査で不利になる場合として、「クレジットカードでの滞納歴がある」「家賃などで滞納歴がある」「破産歴がある」「反社勢力の構成員である(あったことがある)」「ペットを飼っている」等をあげている⁴)。民間の賃貸住宅への入居には通常、入居審査を伴い、この入居審査を通過しないと契約に至らない。住宅確保要配慮者自身がこれらの課題を複合的に持っているケースは十分に考えられる。さらに対象者別での大家さんの心配事についても以下の内容があげられている⁵)。高齢者については、「継続的な家賃の支払い能力」「健康状態と支援・見守りの状況」「病気や死亡など変化があった際の家族や支援者による対応」「孤独死」等である。子育て世帯については、「子供の騒音問題」「原状回復費用の

入居制限の 入居制限の理由 必要な居住支援第 (複数回答) 状況 (複数回答) ●50%以上 ◎40~49% ○30~39% 世帯 条件 入居を 金銭. 契約 見守りや 制限 家賃債務 入居 死亡時の 属性 付きで 第1位 第2位 拒まない LT 保証の 手続きの 生活 トラブルの 財産 残存家財 制限 (%) (%) 物件の 情報提供 サポート いる 支援 相談対応 管理 処理 している 情報発信 保証人がいない、 孤独死などの 高齢単身 0 39% 5% 不安(82%) 保証会社の審査に 世帯 (49%)(61%)(61%)通らない (43%) 高齢者 孤独死などの 保証人がいない 0 0 のみの 3% 35% (46%)不安 (60%) (32%)(48%)(58%)(50%) i 世帯 障がい者 衛生面や火災等の 近隣住民との 0 0 のいる 4% 35% 協調性に不安 (28%)不安 (32%)(48%)(42%)(60%) (52%)世帯 家賃の支払いに 保証会社の審査に 低額所得 0 0 0 0 7% 42% 不安 (69%) 通らない(54%) 世帯 (37%)(31%)(38%) (37%) (61%) ひとり親 家賃の支払いに 保証会社の審査に 0 0 0 14% 1% 不安(50%) 通らない(42%) 世帯 (37%)(52%) (42%)(35%)近隣住民との協 家賃の支払いに

表 2 住宅確保要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な居住支援策

注1)全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査(令和元年度実施、回答数1988件)

不安 (34%)

近隣住民との協調

性に不安(59%)

注 2) 国土交通省住宅建設事業調査「住宅確保要配慮者の居住に関する実態把握及び継続的な居住支援活動等 の手法に関する調査・検討業務報告書(令和 2 年 3 月)

0

(38%)

0

(43%)

0

(43%)

0

(45%) (44%)

出所:国土交通省住宅局安心居住推進課「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」2022年3月

支払い能力」等である。被災者については、「継続的な家賃の支払い能力」「賃貸住宅居住ルール及びマナーの理解」「原状回復費用の支払い能力」等である。外国人については、「継続的な家賃の支払い能力」「慣習問題」「意思疎通」「賃貸住宅居住ルール及びマナーの理解」等である。障がい者については、「継続的な家賃の支払い能力」「お部屋での事故」「健康状態と支援・見守りの状況」「迷惑行為」「意思疎通」「病気や死亡など変化があった際の家族や支援者さんによる対応」等である。

子育て

世帯

外国人

世帯

1%

10%

9%

48%

調性に不安

(40%) 異なる習慣や

言語への不安

(68%)

IV. 不動産業者が考える住宅確保要配慮者に対する必要な支援

2019年の全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査(表2)から、不動産事業者が必要と考える住宅確保要配慮者に対する居住支援策についての回

答がある。

外国人に対して必要な居住支援策は、第1位が「入居トラブルの相談対応」で76%、第2位が「家賃債務保証の情報提供」で45%であった。低所得世帯に対して必要な居住支援策は、第1位が「家賃債務保証の情報提供」で61%、第2位が「入居トラブルの相談対応」で38%であった。高齢者単身世帯に対して必要な居住支援策は、第1位が「見守りや生活支援」と「死亡時の残存家財処理」が同率で61%であった。その他にも、高齢者のみ世帯と障がい者のいる世帯に対して必要な居住支援策は、「見守りや生活支援」が最も多く、ひとり親世帯に対して必要な居住支援策は、「見守りや生活支援」が最も多く、ひとり親世帯に対して必要な居住支援策は、「京賃債務保証の情報提供」が最も多く、子育て世帯に対して必要な居住支援策は、「入居トラブルの相談対応」が最も多い。

0

(33%)

0

(47%)

(76%)

また、全国宅地建物取引業協会連合会等による調査

研究では、住宅確保要配慮者のうち、「対象者が多く日常的に接する機会が多い高齢者」に絞り、起こり得る課題や支援方法の抽出に取り組んでいる⁶⁾。実際のところ、2012年度の厚生労働省による診療報酬改定説明会において示された資料においても、高齢者の看取りの場所を想定した将来推計において、2030年の推計として約47万人が死亡場所として「その他」に入れられている。この推計からも将来、住まいの確保が困難な高齢者が大量に顕在化していくことが予想されていたことになる。

V. 総括

住まいは生活の拠点である。その拠点を失うということは生活の基盤を失うことにもなるといえる。しかし、住まいを失うということは結果であって、その過程において様々な生活課題が複合的に重なり、複雑に絡み合い、自己解決能力を超えるものとなっている場合が多い。周知のとおり、支援者側としてもただ住まいを提供できれば問題が解決されるわけではないのである。よって、最後に居住支援において必要な福祉的視点について取り上げ、総括としたい。

1. 尊厳を踏まえた住まい提供の視点

住宅確保要配慮者等の居住支援に関する調査研究会において、阪井は「基本的な考えとして、病院や福祉関係者が用意した家をそのまま提供するのではなくて、本当に本人が住みたい場所を用意するのが不動産業者のしごとではないか」⁷⁾と述べているとおり、居住支援はその人の尊厳を踏まえた支援でなければならない。

昨今では在宅医療が推進され、住み慣れた住まいでの看取りも進んでいる。住み慣れた住まいでの最期を希望するならば、その要望を叶えるということが尊厳を尊重することになる。しかし、「一般の大家は、部屋の中で人が死んだら『事故物件』になるとの誤解がある」⁸⁾。何が事故物件として告知義務が生じるのかなどについて、正しい知識が浸透させていくことも高齢者の受け入れを促進していくことにも繋がるであろ

う。

2. 住まい単体ではなく、生活を取り巻くコミュニ ティの視点

周知のとおり、住宅確保要配慮者は住まいの問題だけでなく、多くの生活課題が複雑多様に絡み合っているため、各分野や領域ごとでの対応で解決できるものでもない。もちろん制度が整えば解決できる課題ばかりでもない。住まいは地域に存在し、地域は人と人との関係性で成り立っていくものであるからこそ、そこには多くの関係者や関係機関が存在している。もちろん、インフォーマルな取り組みや関係性の構築も必要になってくる。対象者の生活スタイルや趣味、通院している医療機関や介護サービス、人との繋がりを考慮し、可能な限りコミュニティが継続される物件探しが望まれる。そこには不動産業者と医療福祉関係者、成年後見制度の利用も鑑みると司法関係者も含めた連携が必要不可欠となってくるであろう。

既述の看取り、あるいは高齢者の終の棲家を念頭におくならば、居住支援は入居から看取り、さらにその後の残置物の処理までが見通せる支援の流れが確立されなければ、大家や不動残業者の不安は緩和されないであろう。制度的には、終身建物賃貸借制度が、高齢者単身・夫婦世帯等が、死亡時に終了する一代限りの借家契約として、大家も高齢者も安心して居住することを可能にするものといえる。

3. カテゴリー化ではなく個別化の視点

尊厳とともに人権擁護からも、住宅確保要配慮者に 対するステレオタイプとしての偏見が彼らの入居に対 する大家や不動産業者の意識を消極的にするものとな ることを避けなければならない。そもそも通常の賃貸 契約の流れでは住居を確保することが困難な状況にあ る者たちは賃貸契約を困難とするいくつかの課題を抱 えている。類似の事例が積み重なる過程で個人ではな く、対象者全体をリスクのある対象として一括りに捉 えてしまいかねない。 4. 自己解決能力を超える生活課題に公的介入する視点

では、居住支援を誰が担うのか。どうやったら担えるのか。その検討を各自治体が進められなければならない時期にきている。住宅確保要配慮者側にとっては安定した住まいの確保は安心安全な生活を継続させるうえで重要なことになる。一方で住まいの確保には民間の不動産を活用していくことが必要不可欠であり、主に民間賃貸住宅の貸し手側の不安を解消していくことも必要不可欠なことになる。住まいがない人は生活困窮者として支援すべき対象であるが、「民間賃貸住宅を提供する側にとって、要配慮者の受け入れはボランティアではなく市場経済における経営方針としての選択肢の一つ」⁹⁾であるということを前提に、不安を許容範囲内で納めることができる見通しがどのような形で整備できるかということも重要になる。

この見通しを市場原理に任せていくのではなく、自 己解決能力を超える生活課題には迅速に公的介入する ことが必要である。

5. 依存的自立の視点

公的支援には公的資金が投入されるため、そこには 支援対象の枠組みが明確化されていくことになる。本 論では住宅確保要配慮者と法的にも定義づけがある。 さらに賃貸住宅供給促進計画では自治体ごとに住宅確 保要配慮者の追加が可能であり、地域の実情に応じて 柔軟に対象の枠組みを決めることができる。一方で昨 今、多くの公的な福祉サービスの提供において、サービス利用者に求められるのが「自立」である。住宅確 保要配慮者の居住支援と一体的に生活支援を行ってい く過程で用いられる自立支援が目指す「自立」は支援 からの脱却ではないという共通認識が必要である。「他 者に依存することが自立できていないことや自分らし さを失うことにはならない。またそういう自分らしさ を失うことのない社会を構築していかなければならな い」のである¹⁰⁾。

VI. おわりに

現在、全国各地の地方自治体で人口減少をどう食い止めるかが課題となっている。様々な特典付き移住政策が執られている。田舎暮らしに憧れて移住してくる若者やリタイヤした老夫婦も見受けられる。地域を活性化させようと国の制度に則って移住してくる地域おこし協力隊などもある。様々なアイディアを練って地域に市民を迎え入れるのであるが、一方で我々の生活はいつも予測不可能な不安とも隣合わせなのである。私たちは毎日の生活に追われている。そんな中、貧困、失業、災害、社会的孤立、人権侵害、疾病、依存症、要介護等は私達の生活を生活困難・生活困窮の状態に陥らせてしまう。

誰もが陥る恐れのある住宅確保要配慮者の状態に対してのセーフティネットを、前もって整えておくための旗振りができるのは公的機関といえるだろう。問題が顕在化する前に少しずつ環境整備していくことが持続可能な地域生活をつくることになる。

引用文献

- 1) 国土交通省「新たな住宅セーフティネット制度に おける居住支援について | 2021年 3 月.
- 2) 国土交通省「賃貸住宅管理業務に関するアンケート調査結果」2019年12月.

http://www.mlit.go.jp/common/001320849.pdf

- 3) 国土交通省住宅建設事業調査「住宅確保要配慮者 の居住に関する実態把握及び継続的な居住支援活動 等の手法に関する調査・検討業務報告書」2020年 3 月.
- 4) 岡山県居住支援協議会編「住宅の確保に配慮が必要な入居者さんと支援者さん向けの住宅確保要配慮者入居円滑化マニュアルー第1版-」岡山県居住支援協議会、13-14頁(2021年).
- 5) 岡山県居住支援協議会編:前掲書4)16-18頁.
- 6)公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会・公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会編「令和2年度住宅確保要配慮者等のための居住支援に関する調査研究報告書」2021年3月.

- 7)公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会・公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会編「平成30年度住宅確保要配慮者等のための居住支援に関する調査研究報告書」公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会・公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会、5頁、2019年3月.
- 8)公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会·公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会編:前掲書7)8-9頁.
- 9) 岡山県居住支援協議会編:前掲書4)4-5頁.
- 10) 武田英樹「幸福な状態を創造するための社会福祉に関する一考察」美作大学研究紀要第55号(2022).